

# 第4章

## 計画の重点施策



## 第4章 計画の重点施策

計画の個性を浮きぼりにし、計画の力点を市民にわかりやすいものにするためには、重点施策が明示されていなければならない。また、有限の財源と人材のもとで効率的な市政を推進するには、いわゆる総花的行政を避けなければならない。そしてまた、計画の重点、傾斜が明確にされることによってはじめて、計画から計画への継承と発展の関係が鮮明になるのである。

このような意味で、自治体の計画は総合的なものであると同時に重点傾斜的なものでなければならない。

自治はこうした重点傾斜の曲折を経て均衡のとれた発展をするものである。

この計画は、『前長期計画』のもとで比較的看過されていた諸課題をひろいあげ、以下に掲げる5つの優先事業と3つの検討課題をこの計画の重点施策とする。

### 1. 5つの優先事業

『前長期計画』は都市構造の改革を重視し、精力的に「都市改造の六大事業計画」を推進した。これにより、市民の生活水準は大幅にレベル・アップしたといえる。そこでこの計画では、吉祥寺駅周辺再開発計画と全市完全下水道化計画の100%達成をはかるとともに、『前長期計画』でとりのこされ、将来に託されていた諸課題をひろいあげ、これらを重点施策とし、時期的にも優先することにする。

#### (1) 市民防災計画の策定

防災計画の確立は『第一次調整計画』（昭和48年策定）以来緊急課題として指摘されながら、防災を所管する組織態勢が不十分であったため、最近にいたるまで本格的な調査活動さえ行えなかった。

そこで、大規模な震災害を想定した防災計画を早急に策定していくためには、まず機構改革の中で臨時組織を特設することからはじめなければな

らない。

市民防災計画の策定にあたっては、夜間休日時の職員招集態勢、市民への情報伝達、飲料水確保、食糧医薬品備蓄、自動車燃料の確保、ガソリン等危険物対策、避難路途上の安全確保、災害後の復旧・復興計画などを重点に検討する。

検討にあたっては、関係機関代表を網羅した防災対策会議の審議と防災市民委員会の討議とを併行的に進め、防災市民委員会は家庭備蓄、生活道路の安全確保、防災市民組織のあり方など、市民みずからの行動を要する問題を中心に討議し提言するものとする。

## (2) 廃棄物処理システムの整備

水道普及率 100%のまちで、下水道普及率が90%をこえないま、都市の供給処理で、残されている問題は、廃棄物処理システムの整備である。そして、この整備計画の基幹となるのがいうまでもなくクリーンセンターの市内建設である。

焼却施設、不燃ごみ処理施設および粗大ごみ破碎施設を包含した総合ごみ処理センターとしてのクリーンセンターの用地選定については、クリーンセンター建設特別市民委員会が厳しい時間的制約のなかで苦渋にみちた真剣な討議を重ね、昭和55年9月末『報告書』をまとめた。この『報告書』の「I. 提言」はその冒頭で「最適地として合意に達した用地は得られなかった」と述べているが、これにつづいて、4公有地のそれぞれについての評価の微妙な差を叙述している。

そこで、『報告書』がその「II. 各論」の末尾で要望しているように、「この提言の意のあるところをくみとり」、苦しい選択をしなければならない。

4公有地のうち都立小金井公園予定地と都立武蔵野中央公園予定地については、市はこれまで都とたび重なる折衝を行ってきたが、その結果これら所有地の制約条件を解除することは不可能であることがあきらかになった。

そこで、『報告書』の「意のあるところ」をくみとり市営総合グラウンドが  
残された可能性のなかでは「より弊害の少ない」候補地と判断せざるをえ  
ない。

以下では、このような前提に立って、廃棄物処理システムの整備計画の  
骨子を示すことにする。

- ① クリーンセンター建設用地は市営総合グラウンドとし、将来予測しうる  
であろう事態にもそなえて総合ごみ処理計画を立案する。
- ② 報告書の主旨を尊重しつつ、建設用地周辺の市民と地域協定について  
協議する。この協議にもとづいて還元施設、補償、健康調査のあり方など  
を含めたコミュニティ環境計画を立案する。
- ③ 多摩地域の市町村および都と共に、廃棄物の最終処分地を確保するた  
めに最大限の努力を続け、国のフェニックス計画の推進を要請する。
- ④ 庁内の清掃部門の企画管理態勢を強化し、企業責任による廃棄物処理、  
廃棄物処理手数料制度、不用品交換市の開催などの減量運動、再資源化事  
業などを鋭意調査検討して、これを実施に移す。
- ⑤ 収集輸送態勢の改善と効率化につき抜本的な再検討を行う。

### (3) 中央文化ゾーンの創造

旧市庁舎跡地から武蔵野図書館にいたる一画に市立の文化施設を集中し  
ていくことにしたい。これは新しい拠点開発型の事業である。

計画内容は次のような予定である。

- ① 旧市庁舎跡地に市民ホール（市民文化会館）を建設する。市民ホール  
建設調査研究委員会の検討を待って設計に移る。
- ② 旧西庁舎は中央地区のコミュニティセンターに転用する。
- ③ 旧第4庁舎跡地に武蔵野郷土資料館を建設する。この建物は旧庁舎本  
館の原型を復元したものにする。この郷土資料館の収集展示については、  
ありきたりの郷土館とは視点をかえた斬新なものを検討していきたい。  
また収集品等の収蔵倉庫の設置を検討する。

- ④ 都立福祉作業所・都立授産場に対しては市内適地への移転を要請する。
- ⑤ 上記④の跡地及び旧清掃作業場跡地の一部に総合教育センターの建設を予定する。この教育センターは教員の専用施設とせず、一般市民、ことに児童生徒が日常利用できる施設として設計することを検討する。
- ⑥ 旧清掃作業場跡地の残りの部分は図書館の拡張用地として留保する方針で臨む。

#### (4) 市民施設の新ネットワークの形成

『前長期計画』の市民施設のネットワーク計画はコミュニティレベル、駅勢圏レベル、全市レベルの三層構造を前提にしながら、現実にも事業として実施したのは主としてコミュニティセンターの建設であった。これに学校の鉄筋化その他学校施設の整備計画、保育園増設計画、遊び場整備倍増計画などを加えて考えても、いずれもコミュニティレベルの施設整備であった。

そして、『前長期計画』の最終段階にいたって、ようやく新市庁舎の建設という全市レベルの施設建設に着手することができた。

そこで、市民施設の新ネットワーク計画では、再び原点にもどり、コミュニティレベル、3圏域レベル、全市レベルの三層構造の再編整備を、おむね次のように構想する。

##### ① コミュニティレベルの計画

イ、学校開放を強力に推進する。学校の体育館には計画期間中に建替を予定するものがあるので、これらは市民開放用付帯施設をつけて改築することにつとめる。

しかし、学校開放とは、学校をコミュニティ施設としてとらえなおすことであるから、開放すべきは運動場、プール、体育館だけではない。学校施設のすべてである。このことを明確にしなければ、先に第2章の4-(2)にのべた学童クラブ構想の究極的な解決はない。

ロ、コミュニティセンターは、すでに予定されている中央地区の開設、吉

祥寺南地区西端の御殿山および関前地区の新設、桜堤三丁目の自治会集会所のコミュニティセンター化に加え、新たに吉祥寺南地区の東部に新設を予定する。これにより、11予想地区中いまだに計画が具体化していないのは、吉祥寺西地区と境地区と中央北地区、桜堤地区の4地区のみとなる。

ハ、なおコミュニティレベルに整備するコミュニティ施設は、今後とも学校、保育園、コミュニティセンター、並びに児童公園・児童遊園の4施設とし、このレベルに公民館、児童館を置くことは考えない。

## ② 3圏域レベルの計画

イ、境の市民会館は改築して、名称を武蔵境市民会館に改める。

体育館は将来改築して武蔵境圏の体育館とすることを予定する。

ロ、公会堂は、市民ホール（市民文化会館）の完成をまって、吉祥寺市民会館と改称する。吉祥寺市民会館は教育委員会が管理するものとし、公会堂管理事務所を廃止する。将来はこれを改築し、ここに屋内体育施設を併設することを検討する。

ハ、武蔵境市民会館および吉祥寺市民会館の性格並びに管理運営方式は従来の市民会館のそれと同じものにするのが適当であろう。

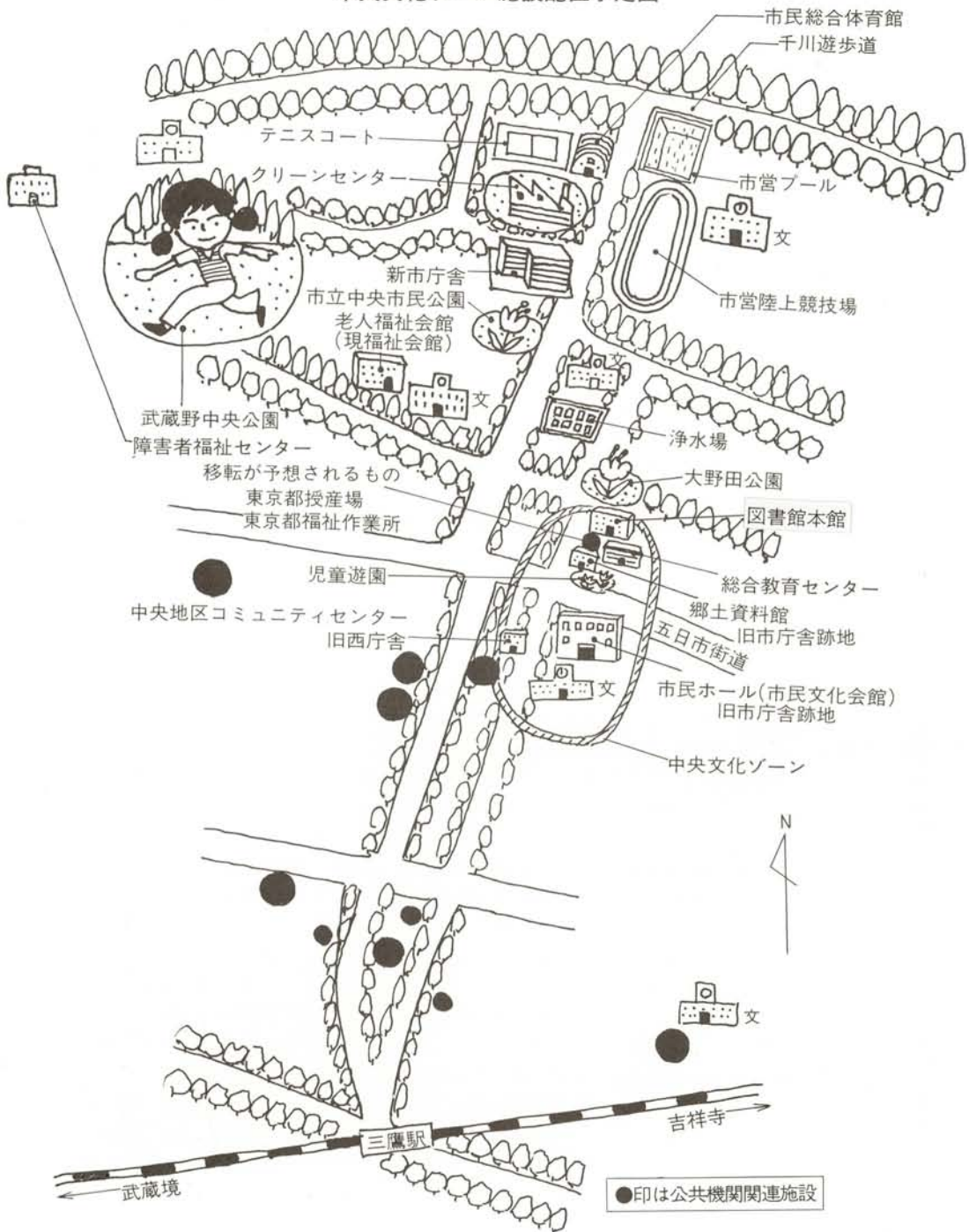
ニ、新市庁舎の完成、中央地区コミュニティセンターの開館予定など、中央圏における集会施設の充実を勧告して、中央通り市民ホールを廃止する。

ホ、図書館の本館と分館を3圏域に配置する。武蔵境圏の西部分館はすでに決定しているので、吉祥寺圏の東部分館の開設を検討する。

ヘ、総合体育館を中央圏内に設置する。そこで、体育館は、その将来構想としては、武蔵境市民会館のものと吉祥寺市民会館のものと合わせ、3圏域に配置することになろう。

ト、屋外運動場も3圏域に配置することを目標としたい。中央圏には陸上競技場があるほか、都立武蔵野中央公園の一部の運動公園化が考えられる。武蔵境圏では日本獣医畜産大学跡地または境浄水場跡地を屋外運動施設として予定したい。吉祥寺圏については残念ながら見通しがたたないが、井の頭公園用地の一部の有効利用について検討したい。

中央文化ゾーン施設配置予定図



③ 全市レベルの計画

イ、中央文化ゾーンに配置する市民ホール（市民文化会館）、武蔵野郷土資料館、総合教育センターは全市レベルの施設となる。

ロ、心身障害者福祉センターが開設されるので、福祉会館は徐々にその機能を老人福祉会館に専用化していくため、母と子の教室は他に移す。なお福祉会館は将来改築を予定する。

ハ、商工会議所の商工会館建設に協力し、同会館内に武蔵野市が床面積を取得する方向で折衝する。これが実現したときには、この床面積は主として美術展用の市民アートギャラリーにあてるものとする。そしてこれが完成したときはF&F市民ホールを廃止する。なお、F&Fビル内の結婚式

市民施設の再編整備と三層構造

地域区分 事業区分 施設	コミュニティレベル	3圏域レベル	全市レベル
必置の市民施設の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学 校</li> <li>○ 保育園</li> <li>○ コミュニティセンター</li> <li>○ 児童公園、児童遊園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民会館</li> <li>○ 図書館分館</li> <li>○ 体育館</li> <li>○ 運動公園</li> </ul>	
具体的事業・市民施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校開放の強力推進</li> <li>2 コミュニティセンターの中央地区の開設</li> <li>3 コミュニティセンターの吉祥寺南地区（御殿山）の開設</li> <li>4 コミュニティセンターの関前・桜堤1丁目地区の新設</li> <li>5 コミュニティセンターの吉祥寺南地区の新設</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武蔵境市民会館（現武蔵野市民会館）の改築</li> <li>2 吉祥寺市民会館（現武蔵野公会堂）の改築</li> <li>3 図書館の本館・西部分館・東部分館の開設の検討</li> <li>4 総合体育館の建設（東部・西部は吉祥寺市民会館、武蔵境市民会館と併設）</li> <li>5 屋外運動場としての運動公園を圏内に整備</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民ホールの建設</li> <li>2 郷土資料館の建設</li> <li>3 総合教育センターの建設</li> <li>4 老人福祉会館（現福祉会館）の改築</li> <li>5 障害者福祉センターの開設</li> <li>6 市民美術展示場の設置（商工会議所に併設、F&amp;F市民ホールの廃止）</li> <li>7 市民健康センター（仮称）の設置について検討</li> </ol>

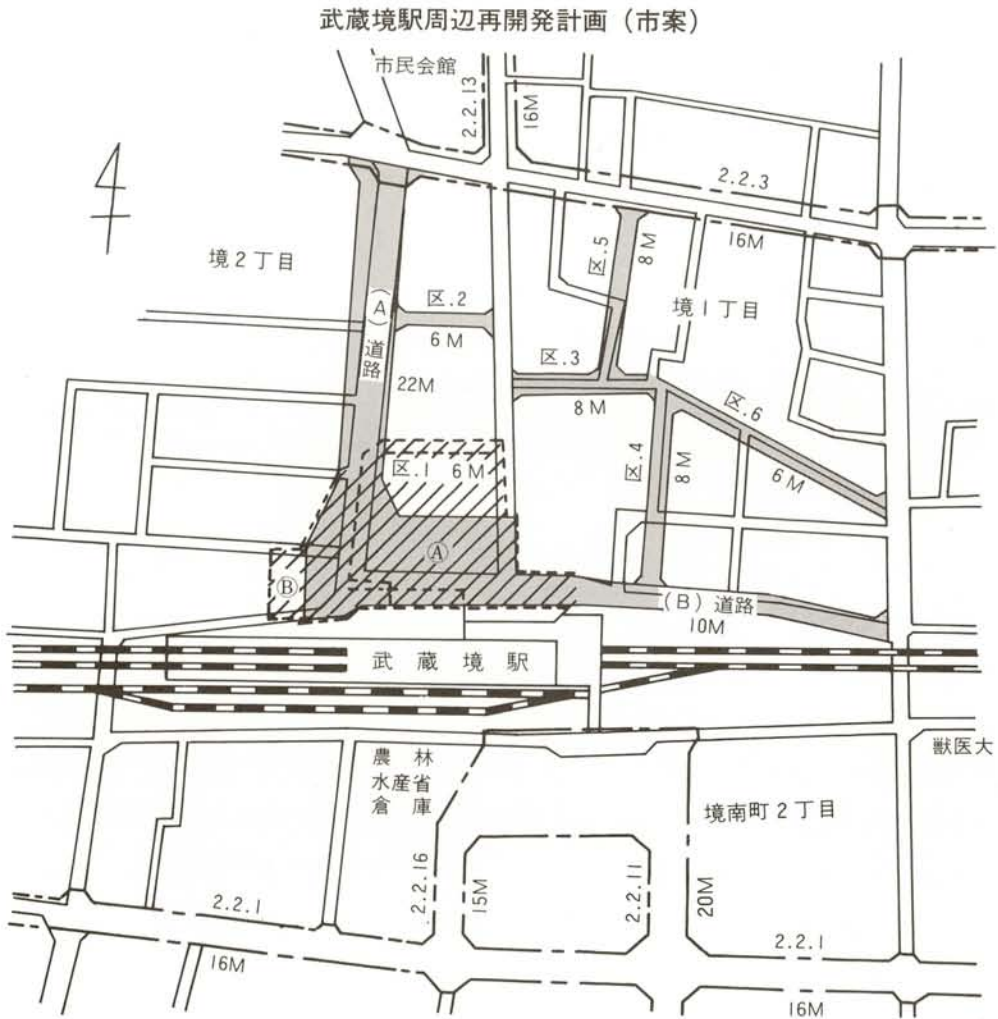


場は廃止する。

ニ、健康センター（仮称）については、その機能の内容の具体化がまたれる。その機能により用地の適否が変わると考えられるので、これにあてる用地の最終選定は計画の具体化をまっけて行いたい。

(5) 武蔵境駅周辺再開発の推進

これは武蔵野市内でとりのこされた最大の拠点開発型計画である。目下、市案を提示し、地元関係者と協議中である。



個性豊かな3つの圏域の形成をめざして、ミニ吉祥寺とは異なるこの圏域独自の全体的な整備構想が早期に確立されることが望ましいが、とくに武蔵境駅北口再発計画の決定は国鉄中央線の高架複々線化計画に先行して行う。

## 2. 3つの検討課題

ここに掲げる3つの課題は前章に列挙した諸事業のなかでも、市政がこれを行政施策化するに先立ってかなり根本的な検討を要するものである。

またこれらは市政の課題である以上に、市民みずからの課題といった性質をもつものである。

### (1) 行政の文化化、市民文化の創造

生活水準の向上に伴い、市民の文化的欲求がたかまる。同時にそれは百人百様の欲求へと多様化し個性化していく。もともと市民の平均的な所得水準、教育水準のたかい武蔵野市で、都市の基盤整備が進んだいま、市民の関心が文化の側面に向けられていくことはごく自然な動向である。

この「文化の時代」における市政の任務を次のように考えたい。

- ① 地域に生まれ育った結城座、前進座をはじめとする伝統文化をはぐくんでいくこと。
- ② 武蔵野に住みここで創作活動を営んだ作家、画家、彫刻家などの作品を図書館その他に収集し、あるいは展示して、市民共有の財産にしていくこと。
- ③ 学校、コミュニティセンター、児童公園などすべての公共公益施設のデザインを質的に向上させていくこと。

そしてこの「文化の時代」における市民の任務を次のように考えたい。

イ、市民はまず次のことを確認しなければならない。文化的欲求は無限に個性化し多様化するものであるから、あまりきめのこまかな充足を市政に望むことは過大な依存、過大な期待である。それはもともと、市民の自由

な選択および時間と経費の自弁に依存している領域である。

ロ、市民は文化的な営みの成果をこのまちの向上のために役立てなければならぬ。この意味で、市民文化会議の提言による市民文庫の創設、地域文庫の発展、種々の市民グループがはじめた「市民大学」などの動きはたかく評価されるべきである。

ハ、市内の大学の文化的な営みの市民への開放をもとめるなど、このまちにある民間資産の積極的な活用方法を検討しなければならない。

ニ、住宅、事務所事業所は家庭生活と営業活動のためだけにあるのではなく、その建て方は周囲の活動に影響し、まちの景観を左右する。そのかぎりでは、市民の私生活、企業活動にも公共的な責任がある。

## (2) 市民の健康管理と市民スポーツの振興

児童福祉、老後福祉、障害者福祉をとわず、福祉の課題の多くは、所得と就労機会に次いで、心身の健康とかがかわるところが大きい。そして福祉施策を福祉六法対象者のためのものから全市民のためのものに発展拡大させていく手掛りになるもの、それが、健康管理と体力づくりの施策である。ところが、これまでの武蔵野市政ではこの分野が他分野に比べれば遅れていたと認めざるを得ない。

そこで、市政並びに市民は共に次の諸点について検討していきたい。

- ① 乳幼児期、学童期、成人期、老後期という市民の生涯（ライフサイクル）を通じた体系的な健康管理計画を立案し、保健所との分担を明確にしながら、医師会等の協力をえて健康検診態勢の空白を埋めていく。
- ② 検診を保健指導に結びつけ、治療以前の予防を重視していく。
- ③ 市内にある中小企業・商店の従業員に対する健康管理対策が不十分であるようなので、市政としても雇用者の協力を要請しながら、勤労者互助会などを通して、この点も配慮していく。
- ④ がん、脳卒中などの成人病対策は当面の大きな課題であるが、精神障害対策は将来のさらに大きな課題であろう。

⑤ 屋内屋外スポーツ施設の整備はこの計画が重視している一つの分野であるが、これについては前掲の「市民施設の新ネットワーク計画」のなかでのべたとおりである。

しかし、市民が健康維持のために日常気軽に楽しむレクリエーションとしてのスポーツ、たとえばジョギング、散歩、なわとびなどのためには格別のスポーツ施設が整備される必要はない。むしろ生活街路とか小公園がそのようなスポーツに適した構造と雰囲気につくられていることの方が重要である。

⑥ 新たに検討しなければならないのは市民スポーツの振興をはかるプログラムについてである。

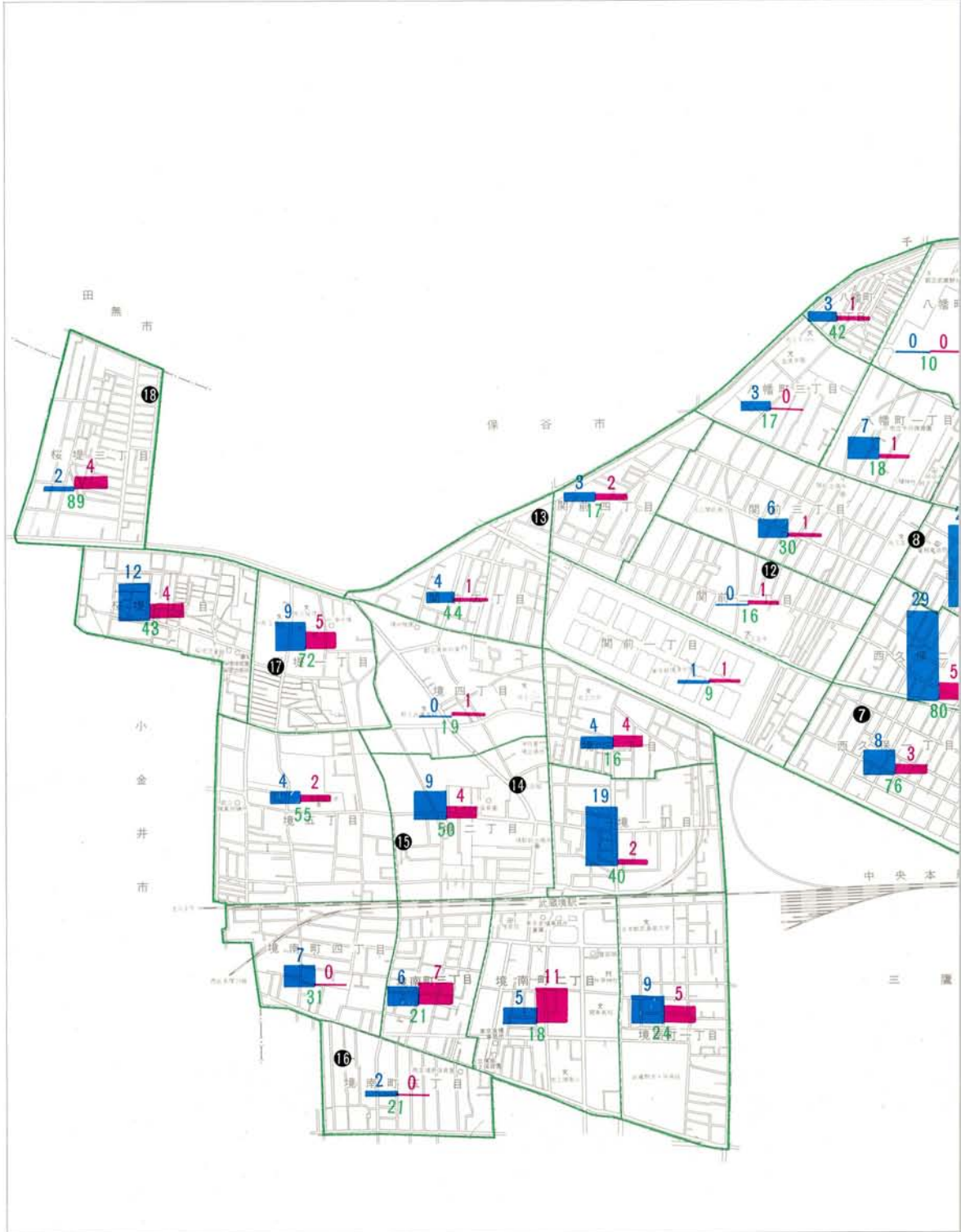
まず第一に、市民体育事業は往々にして少数の練達した選手の養成プログラムに変わってしまい、一般市民が健康維持のためにわずかな余暇を利用し、気軽に楽しめる性格のものではなくなっていく傾向がある。こうした傾向をどのようにして避けるか。いわば市民スポーツを真の「コミュニティスポーツ」にしていく方策の検討が必要であろう。

第二に、スポーツに対する市民の好みは、文化的な営みと同じように千差万別に分化していく。すべての種目にわたる需要に行政が対応していくことは困難である。それ故、屋内屋外スポーツ施設を整備し、あるいは市民スポーツプログラムを編成していくときには、奨励し振興する種目をどうしても限定し選ばなければならないであろう。

第三に、上記の振興種目を選ぶにあたっては、「土地効率」を検討せざるをえない。たとえば、野球とテニスは市民需要の高い種目であるけれども、少数の人数で比較的広い面積を占有する種目である。だが、武蔵野市のごとき過密な既成市街地のなかで野球場、テニスコートを十分に確保することは将来とも望みがたい。そこで、市民スポーツを奨励し振興するためのプログラムでは、「土地効率」の良い種目を優先する必要があるだろう。

### (3) 高齢化社会への対応

# ひとり暮らし老人・ねたきり老人・老人クワ



(昭和54年10月1日現在)

凡 例	
5 ■	ひとり暮らし老人数(人)
3 ■	ねたきり老人数(人)
18 ■	老人クラブ加入者数(人)
①	老人クラブ



地域生活環境指標(54)より

日本は高齢化社会への道をつき進んでいる。その速度は世界にも比類をみないほど急速なものである。武蔵野市の高齢者人口比率は全国平均に比べればまだ低いけれども、近隣諸市に比べれば格段にたかくなっている。

高齢化社会の課題のうち、老後の生活を支える所得保障、そのための各種年金間格差の是正などは国の責任である。自治体に対応すべき課題、なかでも市町村行政に対応すべきものは、通所施設の整備と在宅福祉施策、そして生活環境の整備である。

そこで、市政は次の諸点について検討しなければならない。

- ① 特別養護老人ホーム・デイケアセンターの需要はさらにたかまると予想される。この特別養護老人ホーム・デイケアセンターの運営は医療機関と結びついている方が望ましいので、公設公営にこだわらず、民間社会福祉法人等による運営の可能性をさぐる必要がある。
- ② 健康センター構想と連携して、在宅老人に対する保健指導など、在宅福祉施策をさらに充実する。
- ③ 高齢者事業団の事務所、作業場を確保するなど高齢者事業団の発展に助力し、高齢者の社会参加の拡大をはかる。
- ④ 老人クラブについては地域別グループと併行して、活動別、趣味別のグループづくりを進める方策を検討する。
- ⑤ 老壮大学など老人向け学習プログラムの企画については、市内の大学と提携したより高度の学術講座の開設を検討する。
- ⑥ 福祉会館は前述のとおり、老人福祉会館として再編整備していく。
- ⑦ 老人クラブが定期的に専用できる「身近かで小規模な集会所」をもとめる要望があるが、老人クラブの専用施設を全市的に整備することは困難である。そこで、この欲求に対しては、基本的にはコミュニティセンターの設計を工夫し（ロビー方式を拡大するなど）、またその利用基準を再検討することをもって対処することにする。また、出張所および消防団分団詰所の会議室の使用申込方法、管理方法、使用料徴収基準などに工夫を加

え、これらを老人クラブの定期使用に便利なものに変えていくことを検討する。

⑧ ゲートボールの普及などに伴い、老人スポーツ用の屋外運動場に対する需要もたかまっている。この点は、市民一般のための屋外運動施設の整備の一環として考えていくとともに、小公園・児童遊園などを児童だけでなく老人・障害者にも利用しやすいものに設計換えしていくことが必要である。

最後に、高齢化社会における市民の課題についてふれておきたい。

① わが国の高齢者はいま、戦後の家族生活の激変と異常な速度で進む高齢化のなかで、老後の暮らし方にとまどっている。これは深刻な社会問題である。しかし、原点に戻って考えるなら、市民が各自の家庭で核家族化と小家族化の方向を選ぶのであれば、老後は経済的にも精神的にも1人で暮らすことを覚悟し、早くからそのための生活設計につとめなければならない。ことに、老後を建設的な「生きがい」のあるものにし、そこに精神的充足をみいだすことは各自の問題である。行政は、国であれ、自治体であれ、個々人が「生きがい」をみいだす手掛りについて援助することはできても、個々人の幸福感、精神的充足まで保障することはできないからである。

② 市民は真摯に生き続けようとしているすべての隣人の自立を助け、「ともに生きる」市民のふるさとを形成しなければならない。



### 3. 長期的な検討課題

以上、ここには武蔵野市が当面している主要な検討課題として3つのものを取りあげた。だが、より広く日本社会全体が直面している長期的な課題はほかにも数多くある。

なかでも、省資源、省エネルギーに向けての努力は市政の施策と市民の生活様式の全側面で行わなければならない。また、より多くの女性が職業社会に参加する機会を拡大し、他方ではより多くの男性が地域社会に復帰することにより、両性の社会における役割分担を真に人間的な視点から再編成する努力は、今後武蔵野市の市政と市民にとっても大きな課題である。

これらの課題については、当面市政として打ち出す具体的な施策に欠けているけれども、今後市政として有効に取り組みうる方策が提言され構想されてきたときには、これを『調整計画』にとりあげ、積極的に推進していく必要がある。

なお、地価・家賃の高騰と住宅難は武蔵野市においてもきわめて深刻な問題である。武蔵野市において20歳代人口の構成比率が急速に減少している主たる原因はこの点にあるものと思われる。しかし、これは市政のレベルではいかんともしがたい問題であり、国ならびに都の真剣な対応を強く要請していかなければならない。



# 第5章

## 財政計画



## 第5章 財政計画

自治体計画は財政計画の裏付けをえて、はじめてその実効性が保障される。『前長期計画』は財政計画との綿密な照合のもとに策定されているところにその最大の特徴をもっていたのであり、この良き伝統はこの『新長期計画』でもそのまま継承する。

この『新長期計画』はその計画期間12年（昭和56～67年度）を前期6年（昭和56～61年度）と後期6年（昭和62～67年度）とに分け、前期6年については個別事業計画をかなり具体的に検討した実行計画を策定し、後期6年についてはおおまかな展望を示すにとどめる方法を採用した。

したがって、財政計画の確実な裏付けを要するのは、前期6年の実行計画期間についてである。そこで、以下にのべる財政計画は前期6年（昭和56～61年度）についての財政収支の見通しを示すものとなっている。

財政計画の策定には、歳入歳出の不可測性という特有のむずかしさが伴う。ことに歳入面では、税収入が社会経済情勢の変動に左右され、また地方交付税・国庫支出金・都支出金等の収入が地方財政制度の変更または国・都の財政政策の変更によって変動するために、その長期的な見通しをたてることは極度に困難である。

しかし、武蔵野市は、幸いにも、地方交付税に依存していないこと、市税収入についても法人税に依存する割合が小さいこと、住民税収入が経済の景気変動の振幅を強く反映しないことなどの理由により、財政計画を自主的に策定しやすい条件をそなえている。

問題は、財政計画を策定するにあたってとくに歳入面につき希望的観測にもとづく楽観的な見通しをとるか、それとも堅実な財政運営をめざしてほぼ確実なる歳入だけを見込むかである。この計画では、財政計画策定の狙いが実行計画の実効性を担保するところにあることに鑑みて、後者の堅実さを重視している。すなわち、以下の財政計画は、次のような方針のもとに策定したものである。

1) 歳入、歳出の計画計上額は、行財政制度について現行の制度の継続を

前提にして策定する。

- 2) 財政計画は、会計分類上の普通会計(一般会計)についてのみ策定する。
  - 3) 各年度ごとの歳入、歳出の算定は、原則的には、計画初年度の前年度にあたる昭和55年度を基準年度として、この年度における額を基礎とし、過去の推移(増減率)を参考にして行う。この際に、希望的推測にもとづくところの現実性に乏しい歳入、歳出は計上しないものとする。
  - 4) 計画の実施過程においてほぼ確実に予定され計測されうる歳入面の増加はすべて該当年度の計画額に計上する。
  - 5) 増減率は、平均年率などによることとし、税財政の制度改正などによる影響は見込まず、現行の制度下における過去の推移を勘案して求める。
- このような前提条件のもとで、この財政計画では、歳入面で市税、その他の自主財源を堅実に推計し、国・都支出金の依存財源については現行制度で見積るとともに、歳出面では、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費と既定施策を継続して実施するために要する経常的経費を算出したうえで、新規施策にふり向けうる財源を算定したものである。ちなみに、前期6ヵ年間の財政計画額は別表のとおりであり、財政規模で1,946億5,900万円となる。このうち新規事業に充当することのできる一般財源は233億2,900万円で、これに新規の諸事業実施によって見込まれる国・都支出金、市債及び基金積立金の資金などの特定財源を加えると投資的経費等新規事業費は420億2,600万円と算定される。

この計画において前期6ヵ年の実行計画期間に掲げられた諸施策は、この新規事業充当財源の範囲内で選択されたものであるから、財政上の実効性をもつもの、つまり情勢の急激な変化がないかぎり財源的な裏付けを有するものと考えてよい。

もともと、実行計画に掲げられた諸施策が実現していくにつれて、社会資本の蓄積(ストック)は増え、市民生活の水準が向上していく反面、新たな施設と施策を維持していくための人件費・公債費・維持管理費といっ

た義務的経費ないし経常的経費の増嵩はまぬがれない。

それ故に、この計画を実施していくにあたっては、第2章の6「活力のある柔軟な行政を築こう」の項に書かれている諸措置を中心に、義務的経費ないし経常的経費の増嵩を必要最小限に抑えるため万般の経営努力をあらわなければならない。そしてまた、租税等費用の市民負担についても、サービスの公平と負担の公平の見地から適正なものとなるように、つねに再点検していくことが必要である。

#### 財政計画(昭和56～61年度)

(単位：百万円)

歳 入			歳 出		
区 分	金 額	構成比	区 分	金 額	構成比
市 税	146,040	75.0%	人 件 費	61,678	31.7%
各種交付金	3,869	2.0	扶 助 費	24,450	12.6
国庫支出金	15,685	8.1	公 債 費	9,238	4.7
都 支 出 金	6,981	3.6	一般行政費	38,843	20.0
繰 入 金	2,500	1.3	維持補修費	4,333	2.2
市 債	8,866	4.5	繰 出 金	11,887	6.1
そ の 他	10,718	5.5	そ の 他	2,204	1.1
			投資的経費等	42,026	21.6
			新規事業費		
			(一般財源)	(23,329)	(12.0)
合 計	194,659	100.0	合 計	194,659	100.0